

1 通則

1 目的

石川県防犯まちづくり条例（平成17年石川県条例第23号）第21条第1項の規定により、児童生徒等が通学、通園等に利用している道路及び児童生徒等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）について、児童生徒等の安全の確保のための指針（以下「防犯上の指針」という。）を示し、もって通学路等における児童生徒等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- 防犯上の指針は、通学路等を管理する者等(注1)に対して、防犯性の向上に係る通学路等の構造、設備等、体制の整備及び安全確保活動を行う上で配慮すべき事項を示すものである。

(注1)「通学路等を管理する者等」とは、通学路等を管理する者、学校等の設置者等、通学路等を管轄する警察署長、児童生徒等の保護者及び自治会等をいう。

- 防犯上の指針は、石川県防犯まちづくり推進協議会(注2)に参加する団体をはじめ自治会等の活動や草の根防犯座談会、防犯キャンペーン等様々な機会を通じて県民に普及・浸透を図るものとする。

(注2)「石川県防犯まちづくり推進協議会」とは、石川県防犯まちづくり条例第7条の規定により、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るため、県、市町、県民、自治会等及び事業者が協働して防犯まちづくり運動を展開するため組織された団体をいう。

- 防犯上の指針の普及・浸透を通じて通学路等の防犯対策のレベル向上と防犯意識の高揚を図るものとする。

3 運用上の留意点

- 防犯上の指針は、通学路等を管理する者等に対して、防犯性の向上に関して参考となる手法を示すことで、その対策を促すものである。
- 防犯上の指針に基づく施策の推進に当たっては、通学路等を管理する者等が相互に連携して防犯上の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- 防犯上の指針は、通学路等を管理する場所の関係法令、事業者等が定める建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については適用しないものとする。

- 防犯上の指針は、「石川の学校安全管理指針」(注3)と併用・補完しあうものとする。

(注3)「石川の学校安全管理指針」とは、学校における児童生徒等の安全確保と学校活動における安全管理の徹底のための指針（平成14年4月 教保第104号）をいう。この指針は、学校を対象としており、学校管理者に対して示したものである。

- 通学路等の構造、設備等については、ここに示すもののほか、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を準用するものとする。
- 防犯上の指針は、社会状況の変化、防犯技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 具体的方策等

1 通学路等の点検

通学路等を管理する者等は相互に連携して、通学路等における児童生徒等の安全を確保するため、次のような点検活動に努めるものとする。

- 地域住民、他の関係機関・団体と連携して通学路等の防犯性等を点検すること。
- 次のような事項を記載した通学路安全マップ及び地域の安全マップを作成すること。
 (ア)危険箇所
 (イ)地下道等特に注意を払うべき場所
 (ウ)交番・駐在所、「子ども110番の家」等の緊急避難場所
 (エ)犯罪発生場所

点検活動したことを地図にしてまとめておくことは重要である。



2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等を管理する者等は相互に連携して、通学路等における児童生徒等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

- 周囲からの見通しを確保すること。

植木・雑草等の枝葉が伸び過ぎて道路の見通しを妨げることは、犯罪企図者にとって身を隠す場所となるなど犯行が行われやすい環境となる。

